

# 国家戦略特区の概要

# 国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

内閣総理大臣

認定

内閣府に設置

国家戦略特別区域諮問会議

議長：内閣総理大臣  
議員：内閣官房長官

国家戦略特区担当大臣  
内閣総理大臣が指定する国務大臣  
民間有識者

(必要に応じ参加)

関係大臣

同意

特区ごとに設置

国家戦略特別区域会議  
(通称：国家戦略特区統合推進本部)

- ・国家戦略特区担当大臣
- ・関係地方公共団体の長
- ・内閣総理大臣が選定した民間事業者

(必要に応じ、関係行政機関の長や区域計画等に関し密接な関係を有する者を加えることができる。)

協力  
合意

国家戦略特別区域  
基本方針の策定(閣議決定)

国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、  
国家戦略特区基本方針を策定。

国家戦略特別区域の指定(政令)  
区域方針の決定(内閣総理大臣決定)

国家戦略特区諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を指定するとともに、特区ごとの区域方針を決定。

国家戦略特別区域計画  
の作成

構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
  - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
  - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

規制の特例措置の適用

国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。

税制による支援

設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例等。

# 国家戦略特区のイメージ

※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない

※2 ☆は法律に盛り込まれたもの。

## 国際的ビジネス拠点の形成

世界から資本・人材を呼び込む  
国際的ビジネス環境の整備



## 医療等の国際的イノベーション拠点の形成

イノベーションによる高度医療の  
開発及び実用化の促進



## 革新的な農業等の産業の実践拠点の形成

農業等の改革による  
産業競争力の強化



- ☆ 容積率・用途等土地利用規制の見直し ⇒ 居住を含め都市環境を整備
- ☆ エリアマネジメントの民間開放  
(道路の占用基準の緩和) ⇒ 道路空間の利用による都市の魅力向上
- ☆ 滞在施設の旅館業法の適用除外 ⇒ 外国人の滞在ニーズへの対応
- ☆ 公立学校運営の民間への開放  
(公設民営学校の設置) ⇒ グローバル人材の育成等の多様な教育の提供
- ☆ 雇用条件の明確化 ⇒ 新規開業企業、グローバル企業等の投資促進
- ☆ 有期雇用の特例 ⇒ 柔軟で多様な働き方、プロジェクト単位での雇用促進
- 国際医療拠点における外国医師の  
診察、外国看護師の業務解禁 ⇒ 高度な医療技術を有する外国医師等の受入促進
- ☆ 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ⇒ 高度な水準の医療の提供
- 保険外併用療養の拡充 ⇒ 高度な水準の医療の提供
- 医学部の新設に関する検討 ⇒ 社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案
- 古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等 ⇒ 地域活性化、国際観光等の推進
- 歴史的建築物に関する旅館業法の特例 ⇒ 地域活性化、国際観光等の推進
- ☆ 農業委員会と市町村の事務分担 ⇒ 農地の流動化の促進
- 農業への信用保証制度の適用 ⇒ 商工業とともに農家についての資金調達の円滑化
- 農家レストランの農用区域内設置の容認 ⇒ 6次産業化の推進
- ☆ 農業生産法人の要件緩和 ⇒ 6次産業化の推進

都市再生・  
まちづくり

教育

雇用

医療

歴史的建  
築物の活用

農業

# 国家戦略特別区域の税制措置について

## 1. 機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除の措置を講ずる。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却(特定中核事業 <sup>※</sup> ) 50%(特定中核事業以外)
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

※ 特定中核事業とは、特定事業のうち中核事業となる事業をいい、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう。

- ①当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ②革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③他の地域に広くメリットが波及する取組。

まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とし、さらに特区の具体的な内容についての検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。

## 2. 研究開発税制の特例(法人税)

上記1. の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除できる措置を講ずる。

## 3. 固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

## 4. 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置(所得税・法人税・登録免許税等)

国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例(割増償却及び登録免許税の軽減等)の適用を認める措置を講ずる。

**I. 東京圏【国際ビジネス、イノベーションの拠点】**

〈東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区  
神奈川県、千葉県成田市〉

**II. 関西圏【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】**

〈大阪府・兵庫県・京都府〉

**III. 新潟県新潟市【大規模農業の改革拠点】**

**IV. 兵庫県養父市【中山間地農業の改革拠点】**

**V. 福岡県福岡市【創業のための雇用改革拠点】**

**VI. 沖縄県【国際観光拠点】**

## 1.対象区域

大阪府・兵庫県・京都府

## 2.目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

## 3.政策課題

- (1)高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2)先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3)チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

## 4.事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

### <医療>

- ・再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

### <雇用>

- ・ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

### <都市再生・まちづくり>

- ・国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

### <教育>

- ・国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

### <歴史的建築物の活用>

- ・古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】



## 1. 関西圏の区域計画に定めようとする特定事業実施主体の公表及び申出（概要）

### (1) 募集時期

平成26年7月18日～7月31日

### (2) 追加申出可能な主体

関西圏の区域計画に、次の特定事業の実施主体として加わることを希望するもの

・医療分野

「保険外併用療養に関する特例」

「病床規制に係る医療法の特例(国家戦略特別区域高度医療提供事業)」

・都市再生・まちづくり分野

「エリアマネジメントに係る道路法の特例(国家戦略道路占有事業)」

### (3) その他

追加申出書類に基づき、一定の要件を満たすものとして関西圏国家戦略特別区域会議が認めた場合に、区域計画に当該特定事業の実施主体として加えることとなる。

## 2. 国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集（概要）

### (1) 募集時期

平成26年7月18日～8月29日

### (2) 提案可能な主体

事業の実施主体となる民間事業者又は地方公共団体等から募集。(単独提案だけでなく、複数の主体による共同も可能)

### (3) 対象区域

現在の特区区域とその他の地域、いずれも提案可能

### (4) その他

提案は国家戦略特区ワーキンググループで選定され、適宜、WG委員がヒアリングを実施。関係府省庁と調整のうえ、最終的に、国家戦略特別区域諮問会議における調査審議を通じ、提案に係る対応方針が決定される。

# 関西圏 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年6月23日

関西圏 国家戦略特別区域会議



## I. 国家戦略特別区域の名称

「関西圏 国家戦略特別区域」

## II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

### 1. 医療分野

#### (1) 保険外併用療養に関する特例 関連事業

- ① 大阪大学医学部附属病院(大阪府吹田市)が、同病院において、製薬企業等との連携により、革新的な医薬品、医療機器及び再生医療(卵巣癌治療薬の国内早期承認等)の研究開発を推進する。【本年中に実施】
- ② 独立行政法人国立循環器病研究センター(大阪府吹田市)が、同センターにおいて、循環器病に関する研究成果の迅速な臨床応用に向け、革新的な医療機器及び医薬品等(心不全治療薬のがんへの適用等)の研究開発を推進する。【本年中に実施】
- ③ 京都大学医学部附属病院(京都市左京区)が、同病院等において、iPS 等再生医療関係の高度で先進的な医療の臨床化、革新的な医薬品の試験や最先端の医療機器等の開発を推進する。【本年中に実施】

#### (2) 病床規制に係る医療法の特例 (国家戦略特区高度医療提供事業)

- ④ 公益財団法人先端医療振興財団が、世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめとする最先端の医療技術の実用化促進などを図るため、眼科病院(新規病床 30 床)を整備し、研究室、細胞培養施設及びリハビリ施設と一体となった「(仮称)神戸アイセンター(神戸市中央区)」を形成する。【来年中に着工】

## 2. 都市再生・まちづくり分野

### (1) 都市計画法等の特例

(国家戦略建築物整備事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業等)

- ① 大阪市都心部を、単一用途(オフィス)から複合用途のまちへ転換するとともに、職住近接のビジネス拠点として再構築するため、都市開発事業者が、都市計画法等の特例を活用し、チャレンジ・イノベーションを支える都市環境を整備する。  
【速やかに順次、都市計画の協議に向けた手続の準備を開始】

### (2) エリアマネジメントに係る道路法の特例 (国家戦略道路占用事業)

- ② 一般社団法人グランフロント大阪TMOが、道路法の特例を活用し、グランフロント大阪内の歩道空間において、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。【速やかに、公安委員会との協議を開始】

### (3) 旅館業法の特例 (国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

- ③ 外国人滞在施設経営事業を実施する者が、大阪府、兵庫県、京都府における都心部を中心として、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に対応するため、外国人滞在施設を経営する。【本年中に実施】

## **Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

特定事業に関する検討・調整と合わせ、次回の区域会議までに精査・検討する。

## IV. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

### 1. 「国家戦略特区における規制改革事項の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

#### (1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、大阪市都心部において、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を開設する。【本年中に実施】

なお、これまで大阪府・市が取組んできたベンチャー振興、外資系企業誘致に係る事業等と連携し、共同のセミナーの開催、企業のセンターへの紹介等を行う。

#### (2) 「公設民営学校」の設置

- 公設民営学校については、公立学校で多様な教育を提供する観点から、本年 5 月 29 日に大阪市教育委員会からこれまでの文部科学省との協議を踏まえた提案(注)を行ったところであり、今後、早期の実現に向け、速やかに対処する。

(注)「国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ中高一貫校の開設」

- ・ 中学校の早い段階からグローバル人材と、例えば理数系や英語等に特化した学科開設に伴う特色ある人材の双方の育成に資する機会を提供。国際的な人材の子女の受け入れなどにより、国際ビジネス環境を整えた都市づくりに寄与。

## 2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、関西圏国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

### (1) 女性の活躍推進等への対応のための外国人家事支援人材の活用

- 女性の活躍推進等の観点から、事業者及び利用者のニーズ把握や、区域会議における国・自治体・事業者間の協議・調整に基づき、地方自治体による一定の管理体制の下、当面、大阪府の区域において試行的に、外国人家事支援人材の受入れを行うことを検討する。

### (2) 外国企業等による日本法人の設立・創業人材の受入れ

- グローバル企業の設立等を支援するため、各種手続の窓口集約のワンストップ化や申請書の英語対応等について検討する。  
また、外国人による起業等を支援するため、投資最低基準(500万円)を引き下げ、法令への記載など透明性を高めるとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材の受入れ、留学生の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

### (3) 労働時間規制の改革

- 高度な能力を持ったチャレンジ人材が内外から集まり、ビジネスに挑戦できる環境をつくるため、幅広い職種を対象に、成果に連動した新たな労働時間規制について検討する。

### (4) 保険外併用療養の拡大

- 現在、臨床研究中核病院等と同水準とされている基準について、一定の要件を満たす特定機能病院や、高度専門病院群にも拡大することについて検討する。

### (5) 税制(法人税など)

- 地方税の減免措置を講じている地域における法人税について、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。